

第 24 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 28 年 6 月 29 日（水）午後 2 時 00 分から午後 2 時 45 分まで

2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿

3 出席委員（22 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	19 番	鯖戸	英明
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（3 名）

	4 番	高橋	秀樹
	18 番	森	勤子
	20 番	尾藤	欣二

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第 1 号 担当地区割の一部変更について
 - 第 2 号 平成 28 年度全国農業委員会会長大会及び北海道農業会議第 81 回総会について
 - 第 3 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

- 第4号 農地法第4条の規定による許可について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可について
- 第6号 農地の一時転用に係る復元状況の報告について

議案

- 第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 高橋 宏邦 |
| | 忠類支局長 | 川瀬 康彦 |
| | 農地振興係長 | 広田 瑞恵 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 伊藤 憲彦 |
| | 農地振興係主任 | 南 敦朗 |
| | 農地振興係主事補 | 折笠 亜衣 |

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第24回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、22番高野委員、24番香西委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、4番高橋委員、18番森委員、20番尾藤委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「担当地区割の一部変更について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「担当地区割りの一部変更について、担当地区、忠類朝日及び公親・菅野能稔」本件につきましては小原委員の辞任に伴いまして、忠類地区の農業委員の地区割を一部変更させていただくものでございます。前回の改選から農協推薦の委員につきましては特定の地区を持たないということで、やってくる状況にありますが、忠類地区につきましては全体の人数が限られていることから、来年の改選までの措置として、農協推薦の菅野委員に小原委員が担当していた「忠類朝日・公親地区」をもっていただくこととするものでございます。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げます。質疑ございませんか。</p>

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第2号「平成28年度全国農業委員会会長大会」及び「北海道農業会議第81回総会」につきましては、私のほうから報告させていただきます。
議長	<p>「平成28年度全国農業委員会会長大会」及び「北海道農業会議第81回総会」について私の方から報告させていただきます。まず、平成28年度全国農業委員会会長大会についてですが、5月25日の午後から、十勝農業委員会連合会の要請活動として、衆議院議員会館において十勝選出の中川郁子議員、北海道2区選出の吉川貴盛議員、比例北海道ブロックの鈴木たかこ議員へ、「報告第2号資料①」の十勝農委連の重点項目を要請しました。その後、森山農林水産大臣への表敬訪問を行いました。翌26日午前中に、星陵会館において全道の農業委員会会長と北海道選出議員に対し、報告第2号資料②の「平成29年度農業政策・予算に関する要望」並びに「農地法特例措置と農地所有適格法人出資要件に関する要請」を行いました。午後からは、文京シビックホールにおいて全国農業会議所主催による、全国農業委員会会長大会に出席し、第1号議案から第5号議案まで原案通り決議されました。資料は、報告第2号資料③としてお配りしておりますので後ほどご覧ください。最終日の27日には、午前9時30分より、全国農業協同組合中央会の視察研修を行い、中央会の金井常務理事より最近の農業情勢についての講義を受講し、全日程を終了しました。</p> <p>次に、「北海道農業会議第81回総会」につきましては、6月21日に札幌市において開催され、「議案第1号平成27年度事業報告並びに収支決算の承認について」から議案第5号「北海道農業会議の役員の選任について」までの議案5件が可決されました。また、今回農業委員会組織が大きく変更されたことから、新たな組織運動として、本年度から3年間「農業委員会活動強化促進運動」を展開することとなりました。全国段階では、「農業委員会業務・活動強化促進運動」として推進を行っていますが、北海道としては、本道の実情を踏まえ、焦点を絞った独自の運動を展開するものとなっております。詳しくは、報告第2号資料④として配付しておりますので、後ほどご覧ください。以上で報告とさせていただきます。</p>
議長	報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号1番、2番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書

	<p>1 ページに記載されております2件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番、2番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に報告第4号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第4号「農地法第4条の規定による許可について」、農地法第4条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書2ページの平成28年5月30日第23回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し平成28年6月23日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書3ページの平成28年5月30日第23回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し平成28年6月23日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第5号1番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第6号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第6号1番、2番の説明をいたします。</p>

事務局	<p>報告第6号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されている事を確認しましたので報告します。案件は議案書4ページの平成27年5月20日及び6月1日に許可をしておりました2件でございます。5月18日及び23日付でそれぞれ完了報告を受理し、今月20日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第6号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第6号1番、2番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第1号1番から4番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
7番	<p>7番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第1号1番から4番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第1号5番、6番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第1号5番から6番について議案書をもとに朗読】</p>

以上の計画要請の内容は別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番 2 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号 7 番、8 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 1 号 7 番、8 番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書 4 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番 15 番説明いたします。これらの案件は、今月 21 日に町公社が賃借料の変更に伴う利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 7 番、8 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号7番、8番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第1号9番につきましては、宗廣委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第1号9番について事務局から説明をいたします。

(15番 宗廣委員退席)

事務局 【議案第1号9番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書5ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は宗廣委員であります但議事参与の制限に該当するため私の方から説明いたします。この案件は、平成23年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号9番は原案のとおり可決されました。
(15番 宗廣委員着席)

議長 次に議案第1号10番から16番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号10番から16番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書5ページ下段から8ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番 15 番説明いたします。これらの案件は、平成 23 年 8 月、11 月、平成 19 年 1 月にそれぞれ町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 10 番から 16 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 10 番から 16 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号 17 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 17 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 9 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12 番 12 番説明いたします。この案件は、平成 23 年 9 月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 17 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 17 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号 18 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 18 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書9ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、平成25年8月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号18番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号18番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第2号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号1番について議案書をもとに朗読】**

この案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番 25番説明いたします。この案件は今年20日に深松委員、香西委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号2番について議案書をもとに朗読】**

本件につきましては、町外法人による農地の賃貸借案件であり農地所有適格法人としての要件等につきましては、許可申請書に添付のあった営農証明等によって確認済みであります。内容につきましては農地法第3条調査書2ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は今日21日に大澤委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでありますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号3番、4番について議案書をもとに朗読】**

これらの案件は、別添調査書3ページ4ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各項に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。3番の案件は、後継者への生前一括贈与に伴う所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。また、4番の案件は、今日20日に深松委員、香西委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第2号5番、6番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第2号5番、6番について議案書をもとに朗読】</p> <p>これらの案件は、別添調査書5ページから6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
2番	<p>2番ご説明いたします。これらの案件は本月20日に深松委員、香西委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりでありますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番、6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第2号5番、6番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件につきましては管理舎等の建設に伴う転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地</p>

基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11 番 11 番説明いたします。この案件につきましては管理舎等の建設を目的とした転用でございます。今月 22 日に渡邊委員、大澤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題いたします。議案第 4 号 1 番につきましては、高橋委員の事案が含まれておりますので議事参与の制限に該当いたしますが、本日欠席のためこのまま続けます。それでは、議案第 4 号 1 番、2 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 4 号 1 番、2 番について議案書をもとに朗読】

事務局 これらの案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間 1 年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る申請書に記載されているとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25 番 25 番説明いたします。これらの案件は今月 20 日に、深松委員、香西委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりですのでよろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番、2 番について原案

	<p>のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第4号1番、2番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
3番	<p>3番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月20日に深松委員、香西委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>議案は以上であります。</p> <p>これをもちまして、第24回農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立願います。ご苦労様でした。</p>